

令和6年11月8日
老高発1108第1号

公益社団法人	全国有料老人ホーム協会	理事長
一般社団法人	全国介護付きホーム協会	代表理事 殿
一般社団法人	高齢者住宅協会	会長

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」における
行動指針の見直しとその遵守の徹底について

今般、一部の有料老人ホームにおいて、入居する高齢者が難病等の場合には、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの紹介事業者（以下「入居者紹介事業者」という。）に1人当たり最高150万円の高額な紹介手数料を払っていることが報道により明らかになりました。

本事案のように相場から大幅に乖離した手数料を請求した事例については、貴会で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が創設した「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」にて定めた行動指針上の取扱いが明確ではないことから、行動指針の見直しを年内を目途に速やかに行っていただくとともに、届出事業者が行動指針を遵守することを徹底していただくよう、要請いたします。

見直しにあたっては、公平性・中立性を損ね、社会保障費の不適切な費消を助長するような紹介手数料が設定されることがないように、例えば高齢者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて紹介手数料を設定してはならないなど、遵守すべき内容を明確化していただくようお願いいたします。その上で、貴会において把握している全ての入居者紹介事業者に届出を行い、行動指針を遵守するよう働きかけていただくようお願いいたします。

また、各会員ホームに対して、高額な紹介手数料と引き換えに、優先的な利用者の紹介を求めるといったことがないように、徹底の要請を行っていただくようお願いいたします。